

働きやすい職場をめざして

三重県

男女がいきいきと働いている企業 認証・表彰制度

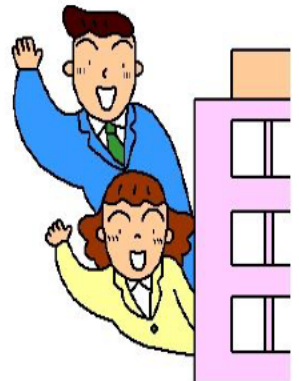
三重県では、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目的に、休暇の取得促進や残業時間の削減に取り組んだり、育児や介護をしながら働き続けられる職場づくりや男女が能力を発揮できる職場づくりなどを積極的に推進する企業等を「男女がいきいきと働いている企業」として認証さらには表彰し、それらの優れた取組事例を広く紹介しています。

応募対象

県内に本店又は主たる事務所があり、県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人(国及び地方公共団体を除く)が対象です。

*法人登録されている企業、財団・社団法人、医療・福祉法人、特定非営利活動法人等が対象です。営利・非営利は問いません。

*主たる事務所とは、人事・労務管理等を独自に実施している事務所(事業所)等をいいます。



認証企業・表彰企業への優遇措置

- 県のホームページ、広報誌等により認証・表彰企業の取組を紹介します。
- 認証・表彰企業であることを意味するそれぞれのシンボルマークを提供します。
- 求人情報に認証・表彰企業である旨を記載することで、企業のイメージアップにつながります。
- 公共工事の総合評価方式の評価項目の一つ(「男女共同参画」の観点)として、一定の期間加点対象となります。また、物件関係における概ね下記の業務等について、総合評価一般競争入札の評価項目の一つ(「男女共同参画」の観点)として、一定の期間加点対象となります。(但し、設計金額によります。)

ア 清掃業務 イ 警備業務 ウ 情報システムの調達、保守管理等

- 取組の推進に参考となる資料・情報を提供します。
- 認証企業のさらなる取組推進のために、株式会社商工組合中央金庫と県が連携して創設した「男女がいきいきと働いている企業応援貸付」が利用できます。

**注意) 下線部分は平成 28 年度分のみの実施となります。
(平成 29 年度以降は対象外となります。)**



認証制度シンボルマーク



表彰制度シンボルマーク

お問い合わせ・応募先：三重県雇用経済部雇用対策課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2454 FAX 059-224-2455

申請書等は「おしごと三重」<http://www.oshigoto.pref.mie.lg.jp>に掲載しております。

～ 表彰・認証制度の取組フロー～

認証制度登録企業
(認証企業) 募集
(4月～5月)

県で調査・
確認

認証企業決定
10月1日(予定)



認証企業シンボルマーク

当該年度に応募があり、審査の結果、認証制度に登録された企業等(認証企業)の中から、特に意欲的な取組を行っている企業等を表彰企業候補として訪問インタビュー調査を実施し、選考委員会委員における審査を行います。

知事表彰企業
決定



表彰企業シンボルマーク

平成28年度「男女がいきいきと働いている企業」
認証制度登録(認証企業)基準の一部

*労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守している。
*働きやすい職場環境づくり
・ 所定外労働の削減のための工夫を行っている
・ 年次有給休暇の計画的な取得推進のための工夫を行っている
・ フレックスタイムや在宅勤務など柔軟な労働時間制度がある
・ 従業員の意見や要望を聞いたり、実態を把握するための機会を設けている
*「仕事」と「家庭」が両立できる職場環境づくり
・ 産前・産後休業期間が法律(14週間)を上回っている
・ 介護休業の期間が法律(93日)を上回っている
・ 看護休暇の対象者を小学校就学後または休暇日数を1人あたり5日超に拡大している
・ 男性の育児休業取得を推進している
*女性の能力活用・男女共同参画
・ 企業の経営方針等に女性の活用や採用にあたっての女性の比率の目標を掲げている
・ 女性の管理職数が増加している
・ 今まで女性が少なかった職務・部署への女性の配置に積極的に取り組んでいる
・ 能力を発揮するための社員の知識・資格取得を支援する資格取得費用の補助、資格手当、資格受験に利用できる休暇制度等がある

*女性のみを対象または女性優遇の取組は、男性労働者と比較して相当程度少ない場合(雇用管理区分ごとにみて女性労働者の割合が4割を下回っている状況)に限ること。